

# 労務管理のリスクマネジメント

## 平成26年10月20日よりマイカー通勤者の通勤手当非課税範囲が拡大されます

従業員に支払う給与等については、原則として全額所得税の対象として課税されていますが、通勤手当は、一定の条件に合致する場合には非課税の所得として取り扱うことができます。この非課税と所得として取扱いできる中の、マイカー通勤者に支給する通勤手当の非課税の範囲が10月20日より拡大されることとなりました。

改正後の、非課税の範囲は下記の表のとおりです。「自動車など交通用具を使用している人に支給する通勤手当」の各区分の課税されない額が拡大されたほか、新たに「通勤距離が片道55キロメートル以上」の区分が追加されました。

【変更後の課税されない金額（1か月あたり）】

片道の通勤距離	課税されない額
2 km未満	全額課税
2 km以上 10 km未満	4, 200円
10 km以上 15 km未満	7, 100円
15 km以上 25 km未満	12, 900円
25 km以上 35 km未満	18, 700円
35 km以上 45 km未満	24, 400円
45 km以上 55 km未満	28, 000円
55 km以上	31, 600円

### 1. 労務管理への影響

(1) 賃金規程においてマイカー通勤手当を規定している場合は、変更が必要な場合もあります。

《ケース1》

(通勤手当) 第〇条 . . . . . 通勤手当は所得税法上の非課税となる範囲とする。

⇒ 実際に支給額の変更が必要です

《ケース2》

(通勤手当) 第〇条 通勤手当は以下の通り支給する

片道の通勤距離	課税されない額
2 km未満	全額課税
2 km以上 10 km未満	4, 100円
10 km以上 15 km未満	6, 500円

⇒ 支給額の変更は必要ではないものの、非課税範囲の拡大により規定の変更を検討された方が良いと思われます。

(2) 社会保険料の月額変更手続きの対象にもなり得ます

交通費は、社会保険では固定的な賃金とされるため場合によっては月額変更手続きが必要な場合も生じます。

### ポイント

マイカー通勤は、交通事故などが発生すると被害者、加害者どちらになっても会社にも影響を及ぼすことが多いと思います。今回の手当の見直しに合わせて、マイカー通勤の許可基準などマイカー通勤手当の見直しもお勧めいたします。